

田園調布学園大学

令和元年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和2年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

田園調布学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

学校法人の目的は、寄附行為第 4 条において、大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条に明文化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。加えて、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。大学の使命・目的及び教育目的の策定に当たり、企画調整会議を通して確認するなど、役員、教職員が関与・参画している。大学の使命・目的及び教育目的については、履修要項に明示するとともに、高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知している。そして、「田園調布学園大学第二期中長期計画」の中に、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野を持って計画が組立てられているとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

「基準 2. 学生」について

入学定員に沿った学生の受入れについては、入学者が増加しているなど適切に維持している。アドミッション・ポリシーは、建学の精神と「学力の三要素」、各学部の教育目的を踏まえ、策定・明示し、保護者、社会への周知が図られている。

SA(Student Assistant)を配置するとともに、障害のある学生への配慮として、「障害学生修学支援規程」を整備するなど、教員と職員の協働による学生への学修支援体制が組織として確立されている。中途退学や留年学生に対しては、GPA(Grade Point Average)等を評価指標として「要支援強化対象学生」を抽出し、学修状況に対応した改善指導をアドバイザーが指導している。キャリア支援では、インターンシップの他、多様なキャリア支援講座や研修会が行われている。

学生生活の安定を図るために、学生支援課、保健室、学生相談室、障害学生支援室、学生委員会、保健・衛生委員会を設置して、相互に関連した支援が行われている。奨学金は、法人独自の奨学金制度「調布学園西村一郎奨学金」を設けている。学生の心身に関する健康相談や心的支援は、保健・衛生委員会と保健室が協働する体制ができている。

施設・設備は、学科及び研究科の専攻の教育目的の達成と教育の充実を図るために整備されている。図書館のアクティブ・ラーニングスペースには IT 機器が設置され、多様な学修スタイルに対応できる工夫がされている。

学修支援に対する学生の意見は、「リアクション・ペーパー」「コメントシート」及び全学ネットワークシステム「でんでんぱん」でくみ上げて、担当部局で検討し回答するシステムが整えられている。

〈優れた点〉

- 入学前課題の結果を、アドバイザーが学生の学修指導に利用し、導入教育につなげている点は評価できる。
- 入学後に新生に対してアンケートを実施し、集計結果の分析を学生募集活動の実施計画策定に活用している点は評価できる。
- 学籍異動と成績・出席状況等のデータをもとに分析し平均授業出席率が一定程度低い学生の傾向を明らかにし、中途退学の防止として対策を講じている点は評価できる。
- 障害のある学生について、在学生に対してはアドバイザー、新生に対しては保健・衛生委員が意見を本人より聴取するなど、修学支援を行う体制が確立されており、SD (Staff Development) 研修等にて学内者に加えて兼任教員に対して理解を求めるなど、全学的な合理的配慮を啓発し、リーフレットなどで教職員や学生に周知がなされている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

課程修了時に学生が身に付けるべき資質・能力を明確にしたディプロマ・ポリシーを策定して、履修要項に明示するとともに、ホームページ上に公開している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定を行い、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用している。GPA、修得単位数、授業出席状況を評価指標として、学生の学修状況を把握して学修支援に役立てている。ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な科目配置を行い、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーで授業科目間の関係性や履修順序を学生に示している。カリキュラム検討会議内に「教養基礎科目検討部会」を設置して、教養を深めるとともに専門科目の基礎となる資質・能力を身に付けるようにカリキュラムを設計している。教授方法の改善を進めるための組織としてFD・SD委員会を設けて、「学生による授業アンケート」の計画・実施・公開、授業公開の計画・実施、教員の研修計画等の活動を教職協働体制で行っている。学修の質については、学生が学期ごとの成績評価を受けて、ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリックを利用して自らの学修行動の振り返りを行い、アドバイザー教員がルーブリック評価と各授業科目の成績評価を用いて、今後の学修計画に必要な指導・助言を行っている。

〈優れた点〉

- 「学生による授業アンケート」の集計結果に基づいて、改善が必要である専任教員に対しては、授業改善の方策等をまとめた報告書を提出させ、面談によって改善計画の具体的な内容について聴取する組織体制を整備して運用していることは評価できる。
- ディプロマ・ポリシーに基づく課程修了時の資質・能力を学修目標として設定し、それに対する到達度合いを尺度で示す評価基準表として作成したルーブリック評価を学期ごとに行って学生の学修成果を把握し、当該学生の学修目標に対する到達度を客観的に評

価して今後の学修計画に必要な指導・助言を行っていることは評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

大学の教学運営に関する意思決定において、学長の職務を補佐する副学長の配置、学務運営の円滑を図る企画調整会議、学長直轄事業としてカリキュラム検討会議、将来構想戦略室、IR・情報活用委員会の設置など学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制と教学マネジメントが構築されている。

大学及び大学院に必要な専任教員数は確保されており、教員の採用・昇任に関して選考規則、選考基準が定められ、適切に配置している。学部では授業公開を教員相互のFD研修の機会と位置付け、全教員が参加し、この時に収集される「FD研修授業公開用コメント・フィードバックシート」の情報は、「学生による授業アンケート」等の集計結果とともに授業改善に活用されている。

全教職員が参加するSD研修会は近年の教学改革の動向を踏まえた内容が実施されており、教職協働で全学的に取り組まれている。

「教員研究室の利用に関するガイドライン」を制定し、研究室の利用での防災など施設面の安全維持・管理を徹底している。また、大学で設けている教員研修制度は、専任教員が経費支弁を受けつつ国内外の研修に従事できることから、専任教員の研究や教育内容の改善や工夫につながっている。研究活動のほか、研究成果発表を促進する機会として学術図書出版の助成を行っている。

〈優れた点〉

- 教員相互の研修機会として授業公開を全教員参加で実施し、集められた情報を授業改善に役立てていることは評価できる。
- 国内外での長期にわたる教員研修制度、学内の共同研究制度を設けて、研究活動を積極的に支援していることは評価できる。
- 科学研究費助成事業をはじめとした各種財団等の研究助成金の導入に組織全体で取り組み、成果が挙げられていることは評価できる。
- 競争的研究資金の積極的な獲得を可能とするために、科学研究費助成事業補助金の応募に際しては個人研究費にインセンティブ経費を加算することで、令和元(2019)年までの採択研究資金が増加していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性については、寄附行為で法人の目的が定められ、組織倫理については、就業規則やコンプライアンス規程等をはじめとする学内規則を整備している。理事会及び評議員会は寄附行為にのっとり、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のための継続的な努力が行われている。環境保全については、防災管理計画(ガイドライン)を定め、防災訓練を実施するなど安全の確保を図っている。加えて、ハラスメントの防止と対策に関する規程やガイドライン、障害学生修学支援規程及び方針を整備し、学生の修学における公平性や教職員の就業上での人権への配慮に努めている。

寄附行為に従い理事会の役員は適正に選任され、使命・目的の達成に向けて戦略的意思

決定ができる体制が整備されている。法人及び大学の各管理運営機関の意見調整を図るため大学運営会議を設け、意思疎通と連携を行っている。各管理運営機関の相互のチェック機能は理事会が有し、理事長がリーダーシップをとり内部統制を図っている。

第二期中長期計画において、学生確保対策、公認心理師養成課程の導入等の組織改革を重点項目に設定し、財務状況については、人件費比率、教育活動収支差額比率、繰越収支差額構成比率が好調であり、自己資金を確保・充実し、適切に財務運営を執行している。学校法人会計基準や経理に関する規程等に基づき会計処理も適切に実施している。監事による定期的な監査は監査実施計画書に基づいて行われており、公認会計士との協議は年複数回実施され、事業計画や資産運用の状況報告も行っており厳正かつ適切な監査が行われている。また、大学側と教学監事との意見交換もなされている。

〈優れた点〉

○災害時に備え、想定根拠を明確にして食料や水、防災用品（毛布、簡易トイレなど）の必要数を算出するなど、計画的に学内に備蓄・更新しており、学生及び教職員の安全面に備えていることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、自己点検・評価委員会を中心に、「自己点検評価書」の作成を通して、委員会及び事務部署ごとに「取組の結果、点検評価、次年度の課題」を確認することで、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みを行っている。

IR(Institutional Research)は、学長の直轄事業として、IR・情報活用委員会が所管しており、教職協働にて多様なデータを集約・分析し、その結果を教授会、各種会議を通じて、全教職員に丁寧に説明・報告するなど情報共有が行われている。自己点検・評価の過程で、地域との連携の視点から学外者の参画を継続的に得ていることは評価できる。

内部質保証のための学部・学科及び研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。加えて、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を活用することにより、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。また、自己点検・評価委員会による前回の認証評価の結果を踏まえたアクションプランを作成し、評価結果にある参考意見を含めた対応がなされている。

〈優れた点〉

○大学独自の「自己点検評価書」を作成する際に外部の協力団体からの意見を取入れるなど自己点検・評価活動に学外者の参画を継続的に得ていることは評価できる。

総じて、大学・大学院は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取り組んでいる。大学・大学院は、「教授研究によって、福祉、保育・教育、心の健康に関する専門性を身に付け、地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成」を教育目的に、

3 学部・4 学科と、1 研究科 2 専攻を設置し、社会貢献を大学の理念に教育・研究活動を展開しており、今後期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.物的、人的資源の提供による地域活性化への取組」「基準 B.リカレント教育への展望」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下の通り。

1. 専門分野に特化した海外研修

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の目的は、寄附行為第 4 条に大学の使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条に具体的に明文化している。また、大学の使命・目的及び教育目的を明確にするために、教育目標として文章化し、各種媒体に掲載している。大学の個性・特色は、その使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定に当たり、企画調整会議を通して確認するなど、役員、教職員が関与・参画している。そして、大学の使命・目的及び教育目的については、履修要項に明示するとともに、高校訪問やオープンキャンパス、ホームページなどにより学内外に周知している。「田園調布学園大学第二期中長期計画」の中で、今後大学が果たしていく使命・目的及び教育目的として記載されており、中長期の視野を持って計画が組立てられているとともに、三つのポリシーにも反映されている。また、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と「学力の三要素」、各学部の教育目的を踏まえ策定されており、学生募集要項・ホームページ・大学ポートレートに掲載するとともに、入学志願者及びその保護者や、高校の進路指導担当者等の社会への周知が図られている。入学者選抜に係る手続きは、学部では「入学者選考規程」に、研究科では「入学者選抜規程」にそれぞれ選考方法・入試区分・選考の実施体制が定められている。高校でのガイダンスや、オープンキャンパスにおいて、大学の特徴や魅力伝達に努めることで、入学者数が増加しており、収容定員は充足している。

〈優れた点〉

- 入学前課題の結果を、アドバイザーが学生の学修指導に利用し、導入教育につなげている点は評価できる。
- 入学後に新入生に対してアンケートを実施し、集計結果の分析を学生募集活動の実施計画策定に活用している点は評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員が学生の学修状況に応じて個人指導を行う「アドバイザー制度」が設けられており、教務委員との連携にて履修に関する細やかな指導や助言を行うなど、教員と職員の協働による学生への学修支援体制が組織として確立されている。

障害のある学生への配慮として、「障害学生修学支援規程」を整備し、関係部署が連携して学修支援が行われている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、専任教員は、学生の学修等に関する相談に応じて指導や助言を行い、授業補助として SA を配置するなど、学修支援の充実が図られている。

中途退学や、留年学生に対しては、GPA 等を評価指標として「要支援強化対象学生」を抽出し、アドバイザーが学修状況に対応した改善指導を段階的に行っている。

〈優れた点〉

- 学籍異動と成績・出席状況等のデータをもとに分析し平均授業出席率が一定程度低い学生の傾向を明らかにし、中途退学の防止として対策を講じている点は評価できる。
- 障害のある学生について、在学生に対してはアドバイザー、新入生に対しては保健・衛生委員が意見を聴取するなど、修学支援を行う体制が確立されており、SD(Staff Development)研修等にて学内者に加えて兼任教員に対して理解を求めるなど、全学的な合理的配慮を啓発し、リーフレットなどで教職員や学生に周知がなされている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学部学生のキャリア支援では、求人情報やボランティア活動などを学生へ開示するとともに学生個人データベースを整備し、進路指導委員会を中心に全学で情報を共有して就職・進学の指導に当たっている。インターンシップのほか、多様なキャリア支援講座や研修会を開設して就業支援が行われている。

卒業後の進路に関する相談・指導・助言のための事務組織であるキャリア支援センター、進路指導委員会、国家試験等対策委員会を設置し、相互に連携を図りながら学生への細や

かな指導・助言が行われている。研究科の学生については、幼稚園教諭専修免許状の一括申請等の事務をキャリア支援センターで行うとともに、大学の専任教員や他大学の兼任教員の就任について、指導担当教員が相談・助言を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を図るために、学生支援課、保健室、学生相談室、障害学生支援室、学生委員会、保健・衛生委員会を設置して、相互に関連した支援が行われている。

奨学金は、法人独自の奨学金制度「調布学園西村一郎奨学金」を設けるほか、介護福祉士等修学資金、保育士修学資金の取得指導が行われており、学生に対する経済的な支援が行われている。学生の課外活動はクラブ活動支援のほか、観劇や社会見学等の課外活動プログラム、教員と学生の交流プログラムなど多様な支援が行われている。

学生の心身に関する健康相談や心的支援及び生活相談は、保健室と学生相談室が対応し、保健・衛生委員会と保健室が協働する体制ができている。学生相談室には、専門的知識を持った非常勤職員が配置されており、心理面の相談を行うほか、保健室やアドバイザーなどの連絡体制が整備されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学に配置された校舎・図書館、体育館、部室、グラウンド等の面積は、大学設置基準を満たし、学部・学科及び研究科の専攻の教育目的の達成と教育の充実を図るために整備されている。図書館は、学生総数から見て適切な規模であり、利用するのに十分な学術情報資料を確保している。図書閲覧に加えアクティブ・ラーニングスペースには IT 機器が設置され、多様な学修スタイルに対応できる工夫がされている。

バリアフリーへの対応として、校舎にエレベータを設置し、校舎間の移動には、スロープ等を有する連絡通路を設けている。校舎への主要な出入口には自動ドアが設置されており、身体の不自由な学生等が利用できる多目的トイレも校舎の要所に設置されている。

クラスサイズは、履修人数別の開講科目数についての管理を行い、少人数で授業を行うなど教育効果を十分上げられるよう配慮され、担当教員の配置も適切に行われている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見は、「リアクション・ペーパー」「コメントシート」及び全学ネットワークシステム「でんでんばん」を通して、聴取し回答されている。「学生投書箱」は、授業運営等への意見や要望を随時聴取・収集する目的で利用され、組織的な授業改善や学修指導の体制作りにも反映されている。学生生活に関する学生の意見・要望について、新入生全員を対象とした「UPI (University Personality Inventory: 学生精神的健康調査)」の実施結果や保健室及び学生相談室での相談内容を保健・衛生委員会が集約・分析し、教授会での報告を通して教職員との情報共有を行うことで、授業や学生対応で活用している。

施設・設備の活用状況を含む「学修支援に関するアンケート (学生満足度調査)」が全学生を対象に実施され、その結果を踏まえて学生が要望する学修環境の改善に努めている。大学院生については、授業運営や学修環境サービスの提供に関して科目担当教員や事務局に要望を伝え、研究指導教員と連携した相談対応が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

課程修了時に学生が身に付けるべき資質・能力を明確にしたディプロマ・ポリシーを学
科専攻・大学院研究科専攻単位で策定して、履修要項に明示するとともに、ホームページ
上に公開している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定を行い、卒業認定基準、修了認定基準を策定
して「Campus Guide」等に明記するとともに厳正に適用している。また、他大学におけ
る既修得単位の認定は、学則上の定めにより教務委員会が適正に学修内容を審査した上で
厳正に行われている。

GPA、修得単位数、授業出席状況を評価指標として、学生の学修状況を把握して学修支
援に役立てている。GPA については、学生が「でんでんぱん」を通して学期ごとの GPA
を確認することができるように配慮している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な科目配置を行
い、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーで授業科目間の関係性や履修順序を学
生に示している。カリキュラム検討会議内に「教養基礎科目検討部会」を設置して、教養
を深めるとともに専門科目の基礎となる資質・能力を身に付けるようにカリキュラムを設
計している。カリキュラム・ポリシーを履修要項、ホームページや大学ポートレートを通
じて学内外に公開している。

シラバス作成に当たって FD・SD 研修会を行い、教務委員・教職課程委員がシラバスの
記載内容を確認する体制をとっている。学生の学修時間と事前事後学修の内容をシラバス
に示して履修登録単位数の上限を設定することで、学修の質の保証を図っている。

学生の能動的な学修を促して教育効果を高めるために、アクティブ・ラーニングを取入
れた授業を実施している。教授方法の改善を進めるための組織として FD・SD 委員会を設
けて、「学生による授業アンケート」の計画・実施・公開、授業公開の計画・実施、教員の
研修計画等の活動を教職協働体制で行っている。

〈優れた点〉

- 「学生による授業アンケート」の集計結果に基づいて、改善が必要である専任教員に対
しては、授業改善の方策等をまとめた報告書を提出させ、面談によって改善計画の具体
的な内容について聴取する組織体制を整備して運用していることは評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修時間及び学修成果の定量的評価について、教学比較 IR コモンズが実施する「ALCS 学修行動比較調査」の項目により全学的に把握している。

学修の質については、学生が学期ごとの成績評価を受けて、ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリックを利用して自らの学修行動の振り返りを行い、アドバイザー教員がルーブリック評価と各授業科目の成績評価を用いて、今後の学修計画に必要な指導と助言を行っている。また、各学科専攻で取得可能な各種資格や国家試験の受験資格に必要な実習科目の評価基準を、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの「学修過程」「学修評価の方法」に基づいて設定し、評価基準の妥当性の検証を適宜行っている。各種資格の取得状況や国家試験の合格率、進路決定状況、就職先企業へのヒアリング等の各種指標を用いて、学修成果を多面的に点検・評価している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーに基づく課程修了時の資質・能力を学修目標として設定し、それに対する到達度合いを尺度で示す評価基準表として作成したルーブリック評価を学期ごとに行って学生の学修成果を把握し、当該学生の学修目標に対する到達度を客観的に評価して今後の学修計画に必要な指導・助言を行っていることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準項目 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教学運営に関する意思決定において、学長の職務を補佐する副学長の配置、学務運営の円滑を図る企画調整会議、学長直轄事業としてカリキュラム検討会議、将来構想戦略室、IR・情報活用委員会の設置など学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制と教学マネジメントが構築されている。教授会の組織上の位置付けや役割は規則に明記されており、審議事項は各意見をもとに学長が判断、決定を行うことなど、学長のリーダーシップが発揮できるよう定められている。

教学運営組織は権限を適切に分散するよう配慮し構築されており、役割と責任が明確化されている。その中に職員を配置することで教学マネジメントの機能性を高めている。また、理事長、学長、事務局長をはじめとする幹部教職員が出席し情報共有を行う大学運営会議を設置し、管理部門と教学運営の連携や教職協働体制を実現している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な専任教員は確保されており、教員の採用・昇任に関して選考規則、選考基準が定められ、適切に配置している。学部では授業公開を教員相互のFD研修の機会と位置付け、全教員が参加している。この時に収集される「FD研修授業公開用コメント・フィードバックシート」の情報は、「学生による授業アンケート」等の集計結果とともに授業改善に活用されている。研究科では毎年公開シンポジウムをFD研修の一環として開催しており、研究指導の質の向上につなげている。その他、シラバス作成等、教育内容の改善についての研修も実施されている。FD・SD委員会が企画の中心となり積極的に取り組むこれらの研修は、専任教員の出席率が良好であり、効果的な実施といえる。

教員研修制度は、期間中専任教員が経費支弁を受けつつ国内外の研修に従事できることから、専任教員の研究や教育内容の改善や工夫につながっている。

〈優れた点〉

○教員相互の研修機会として授業公開を全教員参加で実施し、集められた情報を授業改善に役立てていることは評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全教職員が参加する SD 研修が実施されている。平成 30(2018)年度に開催された SD 研修会は三つのポリシーに基づく自己点検・評価の取組み、実習支援、高大接続システム改革に関する入学者選抜のあり方についてなど、近年の教学改革の動向を踏まえた内容が実施されており、教職協働で全学的に取り組まれている。SD 研修に加え、国際標準を満たした日本版の研究倫理 e ラーニング教材である「研究者の為の行動規範教育プログラム (CITIJapan e-ラーニング)」の受講を全教員だけでなく、研究を支援する事務職員に対しても義務付け、研究活動における不正行為等への防止に努めている。また、学外で実施する研修会や協議会等への参加が行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任講師以上の教員全員に個人研究室、助教には共同研究室を充て、十分なスペースと備品を用意しており、研究室内で少人数でのゼミナールを行うための椅子や机を配置している。大学院の学生には共同研究室を設け、授業時間外の研究活動を可能にしている。更に「教員研究室の利用に関するガイドライン」を制定し、研究室の利用での防災など施設面の安全維持・管理を徹底している。

人を対象とする研究については、「研究倫理規程」が整備され、厳正に運用されている。

研究費は「個人研究費規程」「共同研究費執行要領」「協力研究員規程」等、研究活動に関する規則やマニュアルが整備されており、共同研究費の採択には選考委員会を設けて厳密に審査され適切に資源を配分している。また、研究活動のほか、研究成果発表を促進する機会として学術図書出版の助成を行っている。

〈優れた点〉

- 国内外での長期にわたる教員研修制度、学内の共同研究制度を設けて、研究活動を積極的に支援していることは評価できる。
- 科学研究費助成事業をはじめとした各種財団等の研究助成金の導入に組織全体で取り組み、成果が挙げられていることは評価できる。
- 競争的研究資金の積極的な獲得を可能とするために、科学研究費助成事業補助金の応募

に際しては個人研究費にインセンティブ経費を加算することで、令和元(2019)年までの採択研究資金が増加していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

就業規則、組織規程、コンプライアンス規程をはじめとする組織・倫理に関する学内規則は整備されており、理事会及び評議員会は寄附行為にのっとり運営されており経営の規律は遵守され、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現のための継続的な努力が行われている。

三つのポリシー、研究活動、財務情報はホームページ等で公開されており、教育機関としての社会に対する説明責任を誠実に果たしている。

環境保全面の対策として教室や事務部門各室の空調機器を集中管理し節電に努めている。安全面では建物管理業者に学内警備を委託し、教育研究環境の快適性と安全性の確保に取り組んでいる。防災面では防災管理計画（ガイドライン）を定め訓練を実施するなど構内での安全の確保を図っている。

「ハラスメントの防止と対策に関する規程」「ハラスメント防止ガイドライン」「障害学生修学支援規程」「障害学生支援方針」を整備し、学生の修学における公平性や教職員の就業上での人権への配慮に努めている。

〈優れた点〉

○災害時に備え、想定根拠を明確にして食料や水、防災用品（毛布、簡易トイレなど）の必要数を算出するなど、計画的に学内に備蓄・更新しており、学生及び教職員の安全面に備えていることは評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に従い理事は適正に選任され、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されている。理事会を欠席する場合にはあらかじめ議題の趣旨を付した委任状を送付し、意思表示と意見を求めている。その他、非常勤理事全員に対しても法人事務局長が文書や口頭にて重要事項を説明し、定期的に情報を伝える機会を設けるなど工夫しており、重要案件を適切かつ円滑に審議することを可能にし、最終的な意思決定機関として誠実で適正な機能性を備えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意見調整を図るため大学運営会議を設けており、意思疎通と連携を詳細に行っている。各管理運営機関の相互チェック機能は理事会が有し、その長である理事長がリーダーシップをとり内部統制を整備している。監事は決算業務の監督など監査機能を果たしている。また監事は寄附行為に基づいて法人の理事、職員又は評議員以外の者から理事会が選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。理事会の諮問機関である評議員会は寄附行為の選任条項に基づき適正に選任された評議員により構成され、定められた諮問事項に従い理事会に答申を行っている。理事及び評議員の出席率は毎年良好で法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは適切に機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

田園調布学園大学第二期中長期計画を策定し、学生確保対策、公認心理師養成課程の導入等の組織改革を重点項目として適切かつ計画的に財務運営を執行している。

予算編成は学生確保対策による学生生徒等納付金の増収と安定した財務基盤の確立に努めるとともに、人間科学部心理学科及び人間学研究科心理学専攻が完成年度を迎えるまでの収支予測に基づいた予算編成、予算計画を策定している。

財務状況について、平成 27(2015)年から平成 30(2018)年の過去 4 年間の主要比率は、平成 29(2017)年の医歯系を除く大学法人平均比率との比較で、人件費比率は平均比率と同水準を維持している。また、教育活動収支差額率は平均比率を上回る好調な比率となっており、繰越収支差額構成比率も平均比率を上回る比率で自己資金が充実しており、貸借対照表による資産についても十分な保有状況である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づき会計処理を適切に実施している。

学科や各委員会の事業計画案に基づく予算申請については担当部署である総務・経理課が意見を聴取し、法人本部での予算案編成会議にて全体の事業計画書及び収支予算書として理事会にて審議を行っている。採決は評議員会の諮問の後、理事会にて行われ事業計画と予算を成立させており、会計処理の適正な実施が行われている。

監事による定期的な監査は監査実施計画書に基づいており、公認会計士との協議は年複数回実施され、事業計画や資産運用の状況報告も行っており厳正かつ適切な監査が行われている。また、大学側と教学監事との意見交換もなされている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織及び責任体制は、自己点検・評価委員会を中心に恒常的な組織体制を整備している。中長期計画の進捗状況などについては、大学運営会議で報告され、理事会で確認されている。当該年度の事業計画については、大学運営会議において大学部門の進捗状況管理を行うなど、学長のリーダーシップのもとで大学全体の内部質保証のための責任体制が明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、自己点検・評価委員会を中心に、「自己点検評価書」の作成を通して、委員会及び事務部署ごとに「取組の結果、点検評価、次年度の課題」を確認することで、教職員の内部質保証のための意識を高める取組みを行っている。

IR は、学長の直轄事業として、IR・情報活用委員会が所管しており、教職協働にて多様なデータを集約・分析し、その結果を教授会、各種会議を通じて、全教職員に丁寧に説明・報告するなど情報共有がなされている。

〈優れた点〉

○大学独自の「自己点検評価書」を作成する際に外部の協力団体からの意見を取入れるなど自己点検・評価活動に学外者の参画を継続的に得ていることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されている。加えて、自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を活用することにより、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。また、自己点検・評価委員会による前回の認証評価の結果を踏まえたアクションプランを作成し、評価結果にある参考意見を含めた対応がなされている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 物的、人的資源の提供による地域活性化への取組

A-1. 地域連携による取組

- A-1-① 地域連携のための専門部署の設置
- A-1-② 地元行政機関との地域連携
- A-1-③ 高大接続教育の推進

A-2. 本学独自の取組

- A-2-① 田園調布学園大学・フロンターレ託児室
- A-2-② 子どもがつくる町 ミニたまゆり
- A-2-③ こころとからだの生き生き講座

【概評】

地域連携の専門部署として、平成 21(2009)年から地域交流センターを開設し、地域行政組織、大学間、地域の各種団体と多彩な提携を結んで、積極的な地域連携活動を組織的に行っている。川崎市麻生区と、区内及び東京都町田市にある大学間で結ばれた「麻生区・6 大学公学協働ネットワーク協定」では、「あそぼう！けろけろ田園チャイルド」「キッズアート田園」等の親子参加事業を実施し、麻生区との連携・協力に関する協定においては地域力を向上させる「ちいきのちからシート」を開発し運用と検証を行っている。聖マリアンナ医科大学及び川崎市宮前区の連携・協力に関する協定では、医療や福祉サービスに関する地域情報の収集や区民向けの講演会を開催している。川崎新都心街づくり財団との連携・協力に関する協定を締結し学生と地域住民との交流の実施など、大学の持つ知的財産や人的資源等を用いて地域活動へ貢献している。これらは地域の課題解決に取り組むことだけでなく、学生のフィールドにおける実践や研究検証の機会となっており、学生の学修における地域交流センターの果たす役割も大きいといえる。

大学独自の取組みでは、プロサッカークラブ・川崎フロンターレのホームゲーム開催時に、子ども未来学科の学生が保育士と共に競技場内で一時保育を支援している。また子どもたちが仮想の町で社会の仕組みを学ぶイベント「子どもがつくる町 ミニたまゆり」は、住民と 14 年間にわたって継続して協働している。これは平成 29(2017)年度からは神奈川県大学発・政策提案制度に採択され、神奈川県と協力して、ミニたまゆりと同様の仮想の町を県全域に普及させる活動に広がっており特筆すべき点である。地域の高齢者を対象とした「こころとからだの生き生き講座」は、参加者同士が健康維持や自立した生活を送ることについて学び合う機会となっており、今後の地域での成果に期待したい。

基準B. リカレント教育への展望

B-1. 卒後教育の推進

- B-1-① 社会福祉士相談援助実習指導者養成
- B-1-② 医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士のスキルアップ支援

【概評】

社会福祉相談援助実習指導を行う社会福祉士が受講を義務付けられている社会福祉士実習指導者講習会を隔年で開講しており、卒業生も含み各回 40 人前後の受講者があり、地域に貢献するとともに卒後教育の場ともなっている。

卒業生の医療ソーシャルワーカーと精神保健福祉士を対象に、大学が有資格者のフォローアップやリカレント教育の重要な支援拠点として役割を担っている。神奈川県・東京都の病院に勤務する医療ソーシャルワーカーについては、平成 25(2013)年から対人援助者が指導者から継続的な指導を受けることで専門的スキルを向上させることを目的としたスーパービジョンを卒業生に対して個別に実施し、平成 28(2016)年からはグループでのスーパービジョン、定期的な勉強会及び事例検討会を通して、業務内容等の情報交換、新しい制度についての情報共有、業務上の課題等に取り組んでスキルアップ支援を行っている。精神保健福祉士についても、平成 20(2008)年に始めた個別スーパービジョンから平成 24(2012)年にグループによる事例検討会へと発展して、精神保健福祉士の資質の向上につながっている。

特記事項 （自己点検評価書から転載）

1. 専門分野に特化した海外研修

独自の海外研修プログラムで、国際的な視野に立って福祉事業及び幼児教育に携わることのできる人材を育成している。

1) オーストラリアにおける福祉政策に関する体験型研修

オーストラリアの福祉政策は「中負担・中福祉」を基本方針とし、その政策は世界から注目を集めている。本学は、川崎市と姉妹都市関係のあるウーロンゴン市に位置するウーロンゴン大学と協定を締結し、2005年から海外研修を実施している。17日間にわたる研修には、ウーロンゴン大学内にあるカレッジでの社会政策全般の学修、市長訪問、高齢者・障害者・養護施設や病院の訪問、ボランティア体験、現地の福祉専攻学生との交流、そしてホームステイによる生活体験などが盛り込まれている。なお、大学が研修費の一部を補助している。

2) ニュージーランドにおける幼児教育に関する体験型研修

ニュージーランドは、福祉分野はもちろん幼児教育でも世界的に評価が高い。本学は、2008年からニュージーランド北島にあるマッセイ大学パーマストン・ノース校と協定を締結し、ニュージーランドの社会・文化的背景と、子ども・家庭・保育に対する理念と実践を理解するプログラムを開始した。16日間にわたる研修には、マッセイ大学でのニュージーランドの幼児教育や保育政策の学修、幼稚園・保育所・小学校等の幼児教育施設への訪問、マオリ文化研修、そしてホームステイによる生活体験などが盛り込まれている。なお、大学が研修費の一部を補助している。

3) 台湾における教育交流

2019年3月、本学は高齢者福祉学科や幼児保育学科を持つ技術大学である弘光科技大學（台湾・台中市）との覚書を締結し、学術的・文化的な連携を行うこととなった。今後は、サマーキャンプや海外研修プログラムなど、学生交流、福祉・教育・保育等の分野での学術協力を通じて両国間の文化活動を共に発展させる企画を進める。

